

愛知県金融広報委員会のご紹介

愛知県金融広報委員会は、J-FLEC（金融経済教育推進機構）、愛知県、東海財務局、日本銀行名古屋支店、金融機関等と連携して、中立・公正な立場から、暮らしに身近な金融経済知識に関する広報活動を行っています。

金融経済教育研究校のご案内

生徒、児童、幼児の発達段階に応じた金融経済教育の研究・実践を支援するため、愛知県金融広報委員会が研究校を指定し、教育研究費の助成等の支援をしています。

指定期間	2年間
支援内容	・「金融リテラシーマップ」に紐づいた研究・実施内容のご相談 ・年間30万円(上限額)×2年間の教育研究費の支給 他

※詳細は当委員会 HP をご確認ください。

ホームページのご案内

イベントの情報、J-FLECの講師派遣及び、金融経済教育研究校等の情報を掲載しています。



知るぽると
愛知県金融広報委員会

お気軽にお問い合わせ・ご相談ください！
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
(愛知県県民生活課内)
TEL：052-954-6603 FAX：052-961-1317

J-FLEC(金融経済教育推進機構)のご紹介

J-FLEC(金融経済教育推進機構)は、国民に広く金融経済教育を届けることを目的に設立された金融庁所管の認可法人です。一人ひとりが、経済的に自立し、安心かつ豊かな生活を送るために、金融リテラシーを高められるよう、中立・公正な立場から様々な事業を推進しています。

主な事業内容 ◆講師派遣(出張授業) ◆イベント・セミナーの開催 ◆個別相談(はじめてのマネープラン)
◆ウェブサイト・SNS ◆教材・コンテンツの無償提供

お金の勉強会をしませんか？ ～講師派遣のご案内～

企業や学校、公民館等に、無料で講師を派遣しています。
金融経済に関する様々なテーマの中から、ご希望に沿った内容を学ぶことができます。

個別相談 「J-FLEC はじめてのマネープラン」

お金に関するアドバイスを受けたことのない方に、アドバイスの価値や意見を知っていただくきっかけとするため、個別相談の無料体験の提供や割引クーポンの発行を行っています。



※J-FLECは金融経済教育推進機構の略称で、ジェイフレックと呼びます。

お問い合わせ先

詳しくはJ-FLECのホームページをご覧ください。

J-FLEC 検索



<指導者用解説書のお問い合わせ先> 愛知県県民文化局県民生活部県民生活課
〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
Tel：052-954-6603（ダイヤルイン） 発行：2025年6月

中学生向け

かしこい消費者のススメ ～みんなで考えよう暮らしとお金～



中学生向け教材 指導者用解説書

目次

はじめに	1
教材の特徴と活用方法	2
教材の活用例	3
教材の解説	4
授業展開例(指導案)	12
愛知県の消費者教育の取組	14
愛知県金融広報委員会・J-FLEC	15

パワーポイント版「かしこい消費者のススメ～みんなで考えよう暮らしとお金～」

愛知県県民生活課のWEBページに、パワーポイント版「かしこい消費者のススメ～みんなで考えよう暮らしとお金～」を掲載しています。

学校の授業や教員研修等での御利用のほか、自作教材を作成するために、掲載内容の一部を御利用いただくことも可能です。

なお、一部を抜粋しての御利用や、編集して御利用される場合は、必ず出典(出典：愛知県県民生活課「かしこい消費者のススメ」)を明記していただくをお願いします。

かしこい消費者のススメ 検索



愛知県 WEB



はじめに

近年、私たち消費者を取り巻く社会経済環境は、大きな変化を続けています。デジタル化やグローバル化の進展に伴い、多様な商品・サービスを選択することができるようになるなど、消費者の利便性が向上する一方で、消費者トラブルは複雑化・多様化しています。2022 年4月からは成年年齢が 18 歳に引き下げられ、18 歳から、親の同意を得ずに様々な契約をすることができるようになった一方で、「未成年者取消権」を行使することができなくなって以降の、消費者トラブルの増加が懸念されており、若年者の発達の段階に応じた消費者教育の重要性が高まっています。

また、2030 年の「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けて、人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費する「エシカル消費」の普及により、私たち一人一人の消費行動が、持続可能な社会の形成に貢献することも期待されています。

このような状況を踏まえ、本県では「あいち消費者安心プラン 2029（第三次愛知県消費者行政推進計画）」のもと、「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現」を目指して、主体性のある消費者の育成に取り組んでいます。

主体性のある消費者の育成には、18 歳を迎えるまでの、より早い時期から適切な消費行動に結びつく知識や実践的な能力を修得させることが重要です。そこで、県では「小・中学校向け消費者教育検討会」を設置し、小・中学校の授業において活用できる教材として、「かしこい消費者のススメ」を作成し、毎年度内容について見直しを行っています。

教材は、主体的・対話的な授業により、消費生活・環境に関する物事を捉える視点や考え方を育み、身に付けた知識を日常生活でも活用できるよう、実践的に学べる「ワーク形式」を取り入れています。また、指導を進める上で留意したい点については、「指導者用解説書」に掲載しています。

各学校におかれましては、関係教科等の授業で教材を活用していただくとともに、消費者教育の推進にご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

2025 年 6 月

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課

教材の特徴と活用方法

<特徴>

- ・学習指導要領に基づいた内容となっています（参照：【学習指導要領と教材及び教科書との対応表】）
- ・各ページには、自分の考え、友達や家族で話し合ったことなどを記入する設問があり、実践的に学ぶことができるワーク形式の教材となっています。
- ・社会科、家庭科などの授業で活用できるほか、自宅学習や長期休業中の課題としても活用できます。

<活用方法>

- ・「指導者用解説書」は、教材の写しを各ページの中央に配置し、その解説（「ねらい」、「授業の進め方とポイント」など）を周りに掲載しています。
- ・生徒の実態を確認しながら、時間配分や学習の流れを工夫して活用してください。

【学習指導要領と教材及び教科書との対応表】

学習指導要領					教材 ページ	教科書該当ページ (2025年度)	
教科	項目		事項				
社会科(公民的分野)	A 私たちと 現代社会	(2) 現代社会を 捉える枠組み	ア(イ)	契約の重要性とそれを守ることの 意義及び個人の責任	P2	新しい社会 公民 (東京書籍) P6-36 P129-180	中学社会 公民的分野 (日本文教出版) P6-36 P128-185
		(1) 市場の働きと 経済	ア(ア)	身近な消費生活を中心とした 経済活動の意義	—		
	ア(イ)		市場経済の基本的な考え方、市場に おける価格の決めり方、資源の配分	—			
	ア(ウ)		現代の生産や金融などの仕組みや働き	—			
	—	(2) 国民の生活と 政府の役割	ア(ア)	消費者の保護	P7-8		
技術・家庭科(家庭分野)	C 消費生活・環境	(1) 金銭の管理と 購入	ア(ア)	購入方法や支払い方法の特徴	P3,5-7	技術・家庭 家庭分野 (開隆堂) P262-282	新しい 技術・家庭 家庭分野 (東京書籍) P192-208
				計画的な金銭管理の必要性	—		
			ア(イ)	売買契約の仕組み	P2,3,6-7		
				消費者被害の背景とその対応	P5-7		
				物資・サービスの選択に必要な 情報の収集・整理	P4		
		イ	情報を活用した物資・サービスの 購入の工夫	P4			
		(2) 消費者の権利 と責任	ア	消費者の基本的な権利と責任	P6-8		
				自分や家族の消費生活が環境や 社会に及ぼす影響	P4		
			イ	自立した消費者としての 消費行動の工夫	P4		
		(3) 消費生活・環境 についての 課題と実践	ア	環境に配慮した消費生活について の課題と計画、実践、評価	P1-8	技術・家庭 家庭分野 (開隆堂) P284-290	新しい 技術・家庭 家庭分野 (東京書籍) P210-216

<注意点>

- ・教材に関する著作権は、愛知県に帰属します。
- ・学校における教育目的で使用する場合は、複製等が可能です。その他の目的で使用する場合は、事前に愛知県県民生活課へ御連絡ください。

教材の活用例

教材は、教員による授業での活用以外にも、以下のとおり活用できます。
これらは、一例に過ぎませんので、各学校の状況に合わせて活用してください。

外部講師による実践的授業

学校における実践的な消費者教育の取組を支援するため、外部講師（J-FLEC 認定アドバイザー等*、消費生活相談員、弁護士、司法書士等）を無料で派遣し、教材を活用した実践的授業を行っています。ぜひ、御利用ください！

※：J-FLEC（金融経済教育推進機構）が派遣するお金に関する各種専門家（消費生活相談員やファイナンシャルプランナーなど）です。

【活用場面例】・家庭科や社会科、総合的な学習の時間の授業
・学校公開日の講演会 ・PTA 研修会や保護者会

▼講師派遣の手順▼

①県民生活課へ問合せ、日程等調整

②県民生活課へ講師派遣申込書の提出

③学校へ派遣決定通知の送付

④詳細について直接講師と打ち合わせ

⑤講師派遣（講座等の開催）

⑥県民生活課へ実施報告書の提出

※講師派遣の手順については、愛知県金融広報委員会と連携して進めています。

▼お申し込みにあたっての留意点▼

申込時期原則、講座実施日の 50 日前まで

実施時期随時講師費用無料

その他申込者の負担により開催場所は確保してください

申込方法まずは電話でお問い合わせください。

問合せ先：愛知県県民生活課（Tel. 052-954-6603）

※申込書を愛知県のWEBページからダウンロードの上、メールでもお申し込みいただけます。

メール:kenminseikatsu@pref.aichi.lg.jp

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenminseikatsu/consumer-education-materials-for-school.html>)

愛知県 WEB

自宅学習教材

教材は、学習指導要領に基づいた内容であり、教科書の内容に準じています。
そのため、教材を自宅学習教材として活用することにより、授業で学んだ内容を復習することができます。

ただし、教材は「クイズ」や「トラブルへの対応方法等を考えて書く」など、実践的に学ぶことができるワーク形式となっていますので、自宅学習として活用する場合は、あらかじめ生徒に注意事項や活用の仕方（例：「答えは最後のページに掲載されている」、「二次元（QR）コードをタブレット端末などで読み込むと参考となる情報を確認できる」など）を説明してください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

長期休業中の課題

長期休業中の課題として活用される場合は、あらかじめ生徒に注意事項や活用の仕方（例：「エシカル消費の取組例を長期休業明けの授業で発表してもらう」、「悪質商法の対応方法について、長期休業明けの授業でロールプレイングをしてもらう」など）を説明してください。

また、必要に応じて、教材を参考に実践（例：「エシカル消費を実践する」、「国や県が発信する情報を確認する」など）をして、身に付けた知識を日常生活でも活用するよう説明してください。

教材の解説

【ねらい】

・商品やサービスを購入し、利用する人は「消費者」であるということに気づき、中学生も消費者の一人として社会に参加していることが分かる。

・「消費者クイズ」に取り組むことで、これからの学習を見通すことができる。

私たちも消費者

【授業の進め方とポイント】

①消費者とは、「お金を払って商品やサービスを購入し、利用して生活している人」のことを指しており、中学生も消費者の一人として社会に参加していることを説明する。

②商品とサービスの違いについて、生徒は、商品の購入例はイメージしやすいが、サービスの購入例はイメージしにくい。
サービスの購入例として、「電車やバスの乗車」を挙げ、サービスの購入についても気付かせる。

③サービスの購入例を発問し、生徒に発表させる。

<発表例>

・「レストランで食事をする。」

・「床屋や美容院で髪を切る。」

・「塾で勉強を教えてもらう。」

※「商品」と「サービス」の違いについては、消費者としての基礎的な知識であるため、中学校でしっかりと指導しておきたい。

中学生向け

かしこい消費者のススッ

～みんなで考えよう暮らしとお金～

私たちも消費者

私たちは、普段の生活の中で、お店やインターネットで買い物をしたり、いろいろなサービスを受けたりしています。
このように、商品やサービスを購入し、利用する人のことを「消費者」と言います。中学生も消費者の一人として社会に参加しています。

消費者クイズにチャレンジしてみましょう

①契約って？

コンビニでジュースとパンを買いました。これって契約ですか？

YES / NO

→ 2ページへ

②カードって？

買い物中に友達から「あなたのプリペイドカードを貸して」と言われました。貸してもいいですか？

YES / NO

→ 3ページへ

③エシカル消費って？

右の商品についているマークは、「森の動物や植物に配慮された森林から作られたものであることを証明するマーク」ですか？

YES / NO

→ 4ページへ

④悪質商法って？

街を歩いていたら、「モデルにならない？」と唐をかけられて、スタジオ見学に誘われました。ついて行っていいですか？

YES / NO

→ 5ページへ

⑤インターネット通販って？

インターネット通販で、ずっと欲しかった洋服が格安で売られているのを見つけました。すぐに購入してもいいですか？

YES / NO

→ 6、7ページへ

あいピョン

一緒にがんばるよ！
ふりカエルよ！

中学校 年 組 番

氏名

消費者クイズにチャレンジしてみましょう

④消費者クイズについて、①から順に読み上げて、「YES/NO」のうち、該当する答えを○で囲ませる。

⑤各設問で「YES/NO」を選んだ理由や関連する内容を発問し、生徒に発表させる。

「①契約って？」では、最近どのような契約をしたことがあるかを発表させる。

「②カードって？」では、具体的にどのようなプリペイドカードがあると思うかを発表させる。

「③エシカル消費って？」では、どのような消費であると思うかを発表させる。

「④悪質商法って？」では、具体的にどのような悪質商法があると思うかを発表させる。

「⑤インターネット通販って？」では、インターネットで買ったことがあるものを発表させる。

※生徒の発言については、最小限とし、10分程度で実施できると良い。

⑥消費者クイズの答えは教材 P2-6 の各ページ右上に掲載されているので、答えを確認させる。

3

4

契約ってどんなこと？

【ねらい】

- ・買い物は、「売買契約」という法律上の責任が伴う約束であることが分かる。
- ・契約成立後は、買った人の理由だけでは契約の取り消しができないことがあることが分かり、その理由を説明できる。

契約とは

【授業の進め方とポイント】

- ① 教材 P2 右上の「契約成立に関するイラスト」を掲示（投影）して、「売買契約」の成立はいつだと思うかと発問し、生徒に発表させる。
 ＜発表例＞
 - ・「商品をレジに置いたとき。」
 - ・「代金を支払うとき。」
 ※答えは、「買う人(消費者)が商品(本)をレジに持っていき、売る人(事業者)がそれを承諾したとき。」
- ② 契約は法的な責任が生じる約束であり、お互いに権利と義務が生じることを確認する。
 ※権利とは、一定の利益を自分のために主張し、これを楽しむことができる法律上の能力。義務とは、法令によって課せられる拘束。権利に対応するもの。(大辞林より)
- ③ 生徒の買い物で身近な例として、飲み物などを挙げ、契約成立後は、消費者の一方的な都合で返品できないことを説明する。生徒から「返品できたことがある」という発言があったら、それは店側の好意であると補足する。

- ④ Aさんが契約の取り消しが「できる」、「できない」か、どちらかを○で囲むよう伝える。
- ⑤ 正解は、「契約の取り消しは原則できない」と伝えた上で、それはなぜかを発問し、生徒に発表させる。
 ＜発表例＞
 - ・「できる。間違って契約したから。中学生だから。」
 - ・「できない。嘘をついたから。契約は成立している。」
 - ・「自分の都合だから、取り消しはできない。」
- ⑥ 「未成年者取消権」を説明し、取り消しができない未成年者の契約事例を紹介する。

【補足】その他、取り消しができない事例について

- ・法定代理人が目的を定めて処分を許した財産をその目的の範囲内で使う場合（下宿代、学費等）
- ※「未成年者取消権」は、18 歳になると適用されなくなることを伝える。

現金以外の支払い方法って？

【ねらい】

- ・4種類の支払い方法の特徴を理解し、それぞれの支払い方法のメリットとデメリットを整理できる。
- ・クレジットカードの仕組みやスマートフォン決済について理解し、自分にとって適切な支払い方法を選択できる。

いろいろな支払い方法

【授業の進め方とポイント】

- ① 現金以外の支払い方法について、知っている、または見たことがあるかを発問し、生徒に発表させる。
 ＜発表例＞
 - ・「コンビニでプリペイドカードを使ったことがある。」
 - ・「電車に乗るときにプリペイドカードを使った。」
 - ・「家族がスーパーマーケットで買った商品の代金をクレジットカードで支払っていた。」
- ② 各支払い方法を解説する。

参考 カード等による支払い方法について

方法	種類	解説
前払い	プリペイドカード、プリペイド型電子マネー	・プリペイドカードは、事前にお金を入金(チャージ)して、代金を支払う「前払い式」の決済手段。 ・プリペイド型電子マネーは、スマートフォンを利用したものもあり、事前にスマートフォンに入金して使用することができるため、生徒たちにも身近になっている。 ※銀行口座やクレジットカードとの連携が可能なので、注意が必要。
即時払い	デビットカード	・デビットカードは、クレジットカードと同様に店頭での支払いに使用できるが、お店で商品の代金を支払った時点で、銀行口座からお金が引き落とされる「即時払い式」の決済手段。 ・銀行口座の残高以内でなければ、購入できない。 ・クレジットカードとは違い、高校生(15歳)以上であれば、所定の条件を満たすことで、カードを作ることができる(発行には審査あり)。
後払い	クレジットカード	・商品やサービスを購入した代金をクレジットカード会社に立替払いしてもらい、後日そのクレジット会社に代金を支払う「後払い式」の決済手段。 ・18歳以上であれば、所定の条件を満たすことで、カードを作ることができる(発行には審査あり)。 ・支払い方法は、「一括払い」と、「分割払い」や「リボ払い」などがある。 ※支払った件数や金額に関わらず、毎月の支払い額が一定で、元金に加えて手数料や利息がかかる。

- ③ 4種類の支払い方法のメリットとデメリットを選択肢から選んで番号を書かせる。
- ④ 選択肢以外で考えられるメリットやデメリットがあるかを発問し、生徒に発表させる。

- ＜発表例＞
- ・**プリペイドカード**
 メリット 「おつりをもらう必要がない。」
 デメリット 「利用できない店舗がある。」
 - ・**現金**
 メリット 「すべての店舗で利用できる。」
 デメリット 「ポイントがつかない。」
 - ・**デビットカード**
 メリット 「チャージしておく必要がない。」
 デメリット 「分割・リボ払いによる後払いができない。」
 - ・**クレジットカード**
 メリット 「ポイントやキャッシュバックなどがある。」
 デメリット 「利用できない店舗がある。」

契約ってどんなこと？

①の答え
YES
買い物は売買契約です。

契約とは

契約とは、法律上の権利と義務が生じる約束のことです。
 買う人(消費者)は買う意思表示し、売る人(事業者)は売る意思表示します。お互いの意思が合ったとき(合意)に、売買契約が成立します。契約成立後は、法律上の責任が伴うため、消費者の一方的な都合で、商品を返品する(契約を取り消す)ことは、原則としてできません。

買う人(消費者) 申し出
売る人(事業者) 承諾
契約成立

お金を支払う義務 商品
商品を受け取る権利 商品

考えてみましょう

中学生のAさんは契約の取り消しができますか。
 「できる」「できない」のどちらかを選んで○で囲み、理由を書きましょう。

契約の取り消しは、() できる () できない
 理由は、
成人であると、積極的にうそをついているため

未成年者が保護者の同意なく行った契約は「未成年者取消権」を使って取り消すことができます。ただし、契約を取り消すことができない場合もありますので、注意しましょう。

成年年齢が18歳に!

2022年4月から、民法の改正により成年年齢(大人になる年齢)が、20歳から18歳に引き下げられました。
 成年に達すると、保護者の同意がなくても自分の意思で様々な契約ができるようになりますが、「未成年者取消権」が適用されなくなります。契約は慎重に行いましょう。

18歳(成年)になったらできること

- 保護者の同意がなくても契約できる
- スマートフォンの契約をする
- ローンで車を購入する
- クレジットカードを作る(作成には審査があります)

20歳にならないとできないこと

- 飲酒・喫煙をする
- 公営ギャンブル(競馬、競輪、競艇)の投票券(馬券など)を買う

記入してみましょう

私が18歳になるのは、
 年 月 日

成年年齢が18歳に!

【授業の進め方とポイント】

- ⑦ 成年年齢の引下げにより、18 歳からは未成年であることを理由に、自分の意思で行った契約を取り消すことができないことを説明する。
- ⑧ 18歳でできることと、20歳でできることを説明する。
 ※クレジットカードの作成については、収入状況などの審査により、作成できないこともあると説明する。
- ⑨ 18 歳になる時期を記入させる。

現金以外の支払い方法って？

②の答え
NO
プリペイドカードはお金と同じように使うことができますので、友達でも貸し借りはやめましょう。

いろいろな支払い方法

技術の進歩によって、現金で即時に支払う以外にも、様々な支払い方法が広がってきました。その中でも、カードで代金を支払う方法は、手間がかららず便利ですが、特徴を理解しておくことが大切です。
 それぞれの支払い方法のメリット・デメリットをまとめてみましょう。

下の【選択肢】の①～⑨の番号から選んで、枠内に書きましょう(同じ番号を何回でも使えます)。

種類	プリペイドカード	現金	デビットカード	クレジットカード
払方	前払い	即時払い	即時払い	後払い
方法	商品やサービスを受け取る前にあらかじめ支払う	商品やサービスと引き換えにその場で支払う	商品やサービスの引き換えと同時に口座から引き落とされる	商品やサービスを先に受け取り、期日が来たら代金を支払う
メリット	① ③	④	① ③	① ②
デメリット	⑧	⑥	⑦	⑤ ⑨

【選択肢】

① 現金を持たずに買い物ができる

② 分割払いなど部分に合った支払い方法を選べる

③ 持っている残高以上の買い物はできないので、使い過ぎを防止できる

④ 残っている金額が分かり、使い過ぎを防止できる

⑤ 使い過ぎでしまい、返済ができなくなる可能性がある

⑥ 持っている残高以上の買い物はできない

⑦ 口座にある金額以上の買い物はできない

⑧ カードの残高が十分にない

⑨ 支払方法によっては手数料がかかる

クレジットカードの仕組みについて

クレジット(credit)とは、「信用」という意味です。
 フレジット契約は、クレジットカード会社が利用者(消費者)を信用して代金を立て替え、お店等に支払い、利用者が後で代金をクレジットカード会社に支払う(支払期日までに、お金を用意しておく)仕組みです。つまり、クレジットカードを使うということは、クレジットカード会社に借金をしているということです。

三者間契約

売主(店) 消費者(利用者) 債権者(クレジット会社)

売主(店) から 消費者(利用者) へ 商品・サービス
 消費者(利用者) から 債権者(クレジット会社) へ 代金(返済)

スマートフォン決済(スマホ決済)について

割引やキャッシュバックが受けられるスマホ決済サービスが増えています。スマホ決済を利用するには十分な知識が必要です。利用規約などをしっかり読んで、仕組みを理解してから利用しましょう。

タッチ決済

QRコード・バーコード決済

- ⑤ 教材P2右上の契約成立のイラストは二者間契約で、P3右下のクレジットカードの仕組みのイラストは三者間契約であることを伝え、2つのイラストを比較して気付いた点を発問し、生徒に発表させる。
 ＜発表例＞
 - ・「お金での買い物は二者だが、クレジットでの買い物はクレジットカード会社や銀行が間にいるため三者だ。」
- ⑥ スマートフォンを使用した決済方法(スマホ決済)について説明する。
 前払い、即時払い、携帯電話料金と一緒に請求される後払い、クレジットカードを利用した後払いなど、様々な支払い方法があり、利用する際は、十分な知識が必要で、利用規約を確認する必要があることを説明する。

エシカル消費って何？

【ねらい】

- ・エシカル消費とはどのような消費であるかが分かり、具体的にどのような取組があるかを説明できる。
- ・これからの生活で取り組みたいエシカル消費を考えることができる。

エシカル消費とは

【授業の進め方とポイント】

- ① SDGsについて触れる。
- ② エシカルの意味を伝えた上で、エシカル消費について説明する。
- ③ 愛知県がエシカル消費に取り組んでいることを紹介した上で、エシカル消費の具体例の図を見て、知っている、実践したことがある取組があるかを発問し、生徒に発表させる。
＜発表例＞
 - ・「買い物に行くときはマイバッグを持って行く。」
 - ・「必要ない物は買わないようにしている。」
- ④ QRコードから「エシカル × あいち」にタブレット端末などでアクセスし、具体的な取組を調べて、周囲の生徒と紹介し合うよう伝える。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

補足「エシカル × あいち」について〔詳細はP14を参照してください。〕

愛知県では、エシカル消費ポータルサイト「エシカル × あいち」でエシカル消費の具体例や、県、市町村、事業者、団体などの取組・活動紹介の情報を発信しています。



※必要に応じて、[参考] エシカル消費の実践例(4コマ漫画)を紹介する。

なお、4コマ漫画は[補足]に示した「エシカル × あいち」からダウンロードできます。

参考 エシカル消費の実践例について

環境への配慮編～野菜を丸ごと活用して調理する～



環境・地域への配慮編～マイバッグを持って地元の朝市で朝どれ野菜を買う～



社会への配慮編～プチギフトとしてフェアトレード商品を買う～



エシカル消費って何？

③の答え

クイズのマークは、「国際フェアトレード認証ラベル」と言い、持続可能な生産と公正な賃金により、貧困のない持続可能な社会の実現を目指して生産されたものに付けられます。問題文はFSC認証マークを参照してください。

エシカル消費とは

エシカル(ethical)とは「倫理的な」という意味で、人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費することを「エシカル消費」といいます。エシカル消費は持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標のうち「12 つくる責任」「13 気候変動」などのゴール達成に貢献する取組です。愛知県では、「私が変わる 未来を変える」を合言葉に「エシカル消費」に取り組んでいます。

エシカル消費の具体例

環境

- リサイクル製品・エコ商品を選ぶ
- 環境負荷を減らす、資源を保護する
- エコマーク
- グリーンマーク
- マイバッグを持参する
- プラスチックごみを減らす
- 必要な量だけ買う
- 食品ロスを減らす
- フェアトレード商品を選ぶ
- 発展途上国の生産者・労働者の生活をよくして自立を支援する
- 環境にやさしい製品を選ぶ
- 環境にやさしい製品を選ぶ

地域

- 認証ラベル・マークのある商品を選ぶ
- 持続可能な森林資源や水産物の普及につながる
- FSC
- MSC
- 「海のエシカル」
- 地域で生産された農林水産物を地域で消費する(地産地消)
- 地域を元気にする、環境負荷を減らす
- 障害のある人が事業所で作った製品を選ぶ
- 障害がある人の自立を支援する

人・社会

- フェアトレード商品を選ぶ
- 発展途上国の生産者・労働者の生活をよくして自立を支援する
- 環境にやさしい製品を選ぶ
- 環境にやさしい製品を選ぶ

エシカル消費ポータルサイト エシカル×あいち

どんなエシカル消費の取組があるのか、まとめてみましょう(上の具体例を参考にしましょう)。また、あなたがこれから取り組みたいことを書いてみましょう。

マーク(説明)	取組内容	あなたがこれから取り組みたいこと
環境に配慮した消費		
地域に配慮した消費		
人・社会に配慮した消費		

- ⑤ エシカル消費の取組をまとめさせた後に、その内容について発問し、生徒に発表させる。また、実際に生活の中で実践してみるよう伝える。

<記述例>

マーク(説明)	取組内容	あなたがこれから取り組みたいこと
環境に配慮した取組	・食品ロスの削減 ・服の処分	・必要な分だけを買う。 ・リサイクルストアに売る。
地域に配慮した取組	・地元の食材を買う	・市場で地元で採れた食材を買う。
人・社会に配慮した取組	・生産者の支援 ・障害者施設の支援	・フェアトレードラベルがついた商品を見つける(バナナやチョココレート、お茶など)。 ・障害者施設が運営するカフェで家族と昼食をとる。

悪質商法って？

【ねらい】

- ・悪質商法の特徴が分かり、身近な生活でも起こり得るものであると気付くことができる。
- ・悪質商法に遭わないために、どのようなことに注意したら良いかを説明できる。

悪質商法って？

悪質商法とは

世の中には、私たち消費者を言葉たくみに誘ったり、うその説明をしたりして高額な商品やサービスを売りつける事業者もいます。このような方法でものを売りつけることは「悪質商法」といわれています。

悪質商法の例

キャッチセールス	アポイントメントセールス	デパート商法
販売の意図を隠して接近し、店舗や営業所に招き入れ、突然勧誘を開始する。 Point: 知らない人について行かない	メールや電話、郵便などで約束を取りつけて店舗や営業所などに招き入れ、高額商品を売りつける。 Point: むやみに約束しない	恋愛感情を利用して、それに付け込んで、アクセサリ等の高額な商品を買わせる。 Point: あやしいと思ったら、すぐに契約しない

マルチ商法	ネガティブオプション	サクラサイト商法
誰でも簡単に高収入が得られるなどと勧誘し、次の販売員を勧誘させ、ピラミッド型に組織を拡大させる。 Point: 簡単に高収入が得られると勧誘されないで済まない	勝手に商品を送りつけ、代金を一方的に請求したり、代金引換郵便にしたりして支払わせる。 Point: 事業者から金銭の支払いを請求されても払わない	芸能人やマネージャーなどになりまし(サクラ)、メール交換などの有料サービスを利用させる。 Point: 知らないメールやサイトにアクセスしない

悪質商法の対応方法を考えてみましょう

街を歩いたら、女性から声をかけられました。必要ないと思った時に断る一言を考えましょう。

女 性 「こんにちは。ちょっといいかな? 君、スタイルいいね。服のセンスもいいし。モデルとかに興味ない? このアンケートに答えてもらえませんか?」

あなた 「えっ? いいです。」

女 性 「いい? じゃあ、このアンケートに名前とか書いてね。このあとモデルについてくわしく説明したいし、写真も撮らせてもらいたいから、一緒に来てくれる?」

あなた 「行きません。アンケートも書きません。」

(答えは8ページにあります)

クーリング・オフ制度について

特定の取引(訪問販売、マルチ商法など)で一定の条件を満たせば、商品の購入やサービスの契約をやめることができ、契約をやめた場合、書面(ハガキなど)または電磁的記録(電子メールなど)により期間内に通知します。

クーリング・オフができる取引内容	可能な期間
・訪問販売(キャッチセールスなどを含む) ・電話勧誘販売 ・特定継続的役務提供(エステティック、語学教室、家庭教師、パソコン教室など) ・訪問購入	8日間
・連鎖販売取引(マルチ商法) ・業務提供誘引販売取引(内職商法、モニター商法など)	20日間

※次の場合はクーリング・オフができません

- ・通信販売(インターネット含む)で商品を購入した場合、自らお店に出かけて商品を購入した場合、クーリング・オフできる取引のうち、3,000円未満の商品を現金で購入した場合や化粧品などの消耗品を使用した場合など

クーリング・オフは「頭を冷やす(cooling-off)」という意味なんだって!

消費者生活センター WEB

クーリング・オフ制度について

【授業の進め方とポイント】

- ③ クーリング・オフ制度について説明する。

補足 特定商取引法について

国は、訪問販売、通信販売、連鎖販売取引等の消費者トラブルを生じやすい特定の取引形態を対象に、消費者保護と健全な市場形成の観点から、「特定商取引法」を活用して取引の適正化を図っている。

「特定商取引法」では、事業者の不適正な勧誘・取引を取り締まるための「行為規制」やトラブル防止・解決のための「民事ルール」(クーリング・オフ等)を定めていることを解説する。

消費者と事業者との間の情報の質や量、また交渉力に格差があることが、消費者トラブルの原因となっている。

悪質商法とは

【授業の進め方とポイント】

- ① 悪質商法の事例と主な対応方法を説明する。また、掲載している6事例は、愛知県で多い事例であることを説明する。

参考 悪質商法の主な対応方法について

- キャッチセールス
路上などで声を掛けられても、知らない人について行かないようにする。知らない物は知らないとはっきり断る。
契約書面を受け取った日から、8日以内はクーリング・オフにより無条件で解約できるため、消費生活センターに相談する。
- アポイントメントセールス
知らない人に呼び出されても、行かないようにする。知らない物は知らないとはっきり断る。
契約書面を受け取った日から、8日以内はクーリング・オフにより無条件で解約できるため、消費生活センターに相談する。
- デパート商法
不審なメールや電話などの話に安易に応じない。特に相手が見知らぬ異性の場合には、十分注意する。
契約してしまっても、クーリング・オフや、消費者契約法による契約の取り消しの対象となる場合があるため、消費生活センターに相談する。
- マルチ商法
楽をして儲かる話など簡単ではなく、誰でも成功するものではないので、冷静に考える。
契約書面を受け取った日、又は再販売する商品を受け取った日のいずれか遅い方から、20日以内はクーリング・オフにより無条件で解約できるため、消費生活センターに相談する。
- ネガティブオプション
送られてきた商品は、直ちに処分することができる。
業者から代金の支払いを催促されたり、商品の処分を理由に言いがかりをつけて代金を支払うよう迫られる場合もあるため、消費生活センターに相談する。
- サクラサイト商法
知らない人から届くメールやメッセージには絶対に返信しない。「お金をあげる」、「私は芸能人」など、本当かどうか確認できない相手とメール交換はしない。
また、URLのクリックを促されてもクリックしない。個人情報の流出や悪用される可能性もあるので注意が必要である。

- ② 街を歩いていたときに声をかけられたら、どのように断るかを考えて、空欄に台詞を書かせる。
※周囲の生徒とグループになって、ロールプレイングをしながら、断り方を考えさせると良い。

中学生に多い消費者トラブルって？

【ねらい】

- ・オンラインゲームやインターネット通販など、インターネットを利用するときには、様々な消費者トラブルに遭う可能性があることが分かり、注意して安全に利用できる。
- ・困ったことがあったら家族や消費生活センターに相談することができる。

インターネットの利用と消費者トラブル

【授業の進め方とポイント】

- ① 教材P6-7の事例は、愛知県の中学生に多い消費者トラブルであることを伝えた上で、解説書P10の【参考】のグラフを掲示(投影)して、これらのトラブルは身近にあるので、気を付ける必要があることを説明する。
- ② ゲーム機やスマートフォン(スマホ)などで、オンラインゲームを利用したことがあるか、オンラインゲームでの高額請求に遭わないためにどうしたら良いかを発問し、生徒に発表させる。
<発表例>
 - ・「無料のオンラインゲームでも、アイテムを手に入れるためにお金が必要となるのであれば我慢する。」
 - ・「家族のスマホはクレジットカードで支払えるようになっているので、勝手に使わない。」

【補足】オンラインゲームの課金トラブルについて

「子どもが親のクレジットカードを無断で使用して、高額なオンラインゲームの有料アイテムを購入していた」という相談が愛知県内の消費生活センターに多く寄せられている。無料のオンラインゲームでも、必要なアイテムが有料となっている場合があるので注意が必要。

- ③ ワンクリック請求について、被害に遭った経験があるか、または周りの人で被害に遭った話を聞いたことがあるかを発問し、生徒に発表させる。

- ④ また、ワンクリック請求に遭わないためにどうしたら良いかを発問し、生徒に発表させる。
<発表例>
 - ・「SNSで出てくる広告をむやみにクリックしない。」
 - ・「クリックしてしまったら、急いで家族に相談する。」
 - ・「連絡すると個人情報が漏れるので、無視する。」

【補足】ワンクリック詐欺のトラブルについて

「サイトの画像、迷惑メールに添付されていたURLをクリックしたところ、見知らぬ有料サイトの会員登録完了画面が表示されて、料金を請求された」という相談が愛知県内の消費生活センターに多く寄せられている。

中学生に多い消費者トラブルって？

スマートフォン(スマホ)やタブレット端末などの普及によってインターネットを利用する機会が増えました。インターネットはとも便利ですが、トラブルに巻き込まれるケースが増えています。

<オンラインゲームでの高額請求>

Point
クレジットカードを不正に利用することは、未成年者であっても責任を問われる可能性があります。オンラインゲームを始めるときは、保護者に相談して、内容や料金を確認し、遊ぶ時間や金額など、あらかじめルールを決めておきましょう。

<ワンクリック請求>

Point
事業者は、あなたの個人情報を取得したかのように装い、「期限内に支払わないと身元調査を行う」、「裁判を起こす」などと連絡してきます。お金を振り込んだり、事業者に連絡したりせず、すぐに保護者や消費生活センターに相談しましょう。

ワンクリック請求の対応方法を考えてみましょう

BさんとCさんは、インターネットでアダルト情報サイトの動画が無料となっていたので、興味本位でアクセスしてしまいました。

① あれ？「入会手続き完了しました。」
「ご利用料金24,000円を3日以内に振り込んでください。」だって！
② だから、やめとけって言ったのに、どうするんだよ。
③ 一緒に見よつて、言っただけやないけ。
④ 退会手続きしてあげれば大丈夫さ。
⑤ よし、とりあえず、退会手続きしよう。あれ、請求画面が消えないぞ、どうしたらいいんだ！
⑥ 連絡先が書いてあるから、電話してみようか。

この後、BさんとCさんは、どうしたら良いと思いますか？
①～④の番号から選び、○で囲み、その理由を書きましょう。

① 連絡先に電話をする (選んだ理由)
② 家族や周りの大人に相談する
③ 何もしない
④ その他

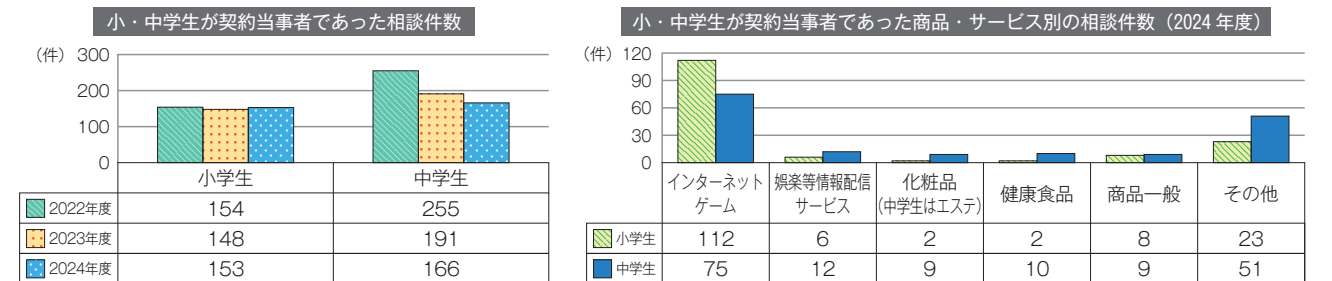
⑤の答え

購入する前に必ず利用規約などをよく読みましょう。また、代金を支払っても商品が届かないトラブルや、実際のサイトと違ったサイトもあります。事業者名や住所、電話番号を必ず確認し、お支払いをしましょう。

- ⑤ BさんとCさんのやり取りを各自で読むように指示する(ロールプレイングのように役割を決めてグループ内や全体で演技させても良い)。
 この後BさんとCさんは、どうしたら良いか①～④の番号から選んで○で囲み、選んだ理由を空欄に書かせる。その後、書いた内容を発問し、発表させる。
<発表例>
 - ・「個人情報が漏れるので電話はしない。」
 - ・「家族に叱られると思うけど、相談する方が解決し易いかもしれない。」

【参考】愛知県及び市町村の消費生活センターに寄せられた消費生活相談の状況(2025年4月1日現在)について

中学生が契約当事者であった相談件数は、ここ数年で見ると減少しています。商品・サービス別でみると、「未成年者が家族のクレジットカード情報を利用し、オンラインゲームで高額な課金をしてしまった。」などの、インターネットゲーム(オンラインゲーム)に関する相談が最も多く寄せられています。



<インターネット通販での定期購入>

Point
インターネット通販で、「お試し価格で1回限りのつもりで注文したが、実は定期購入だった」というトラブルがあります。契約の詳細な内容や返品のルールをよく確認してから、注文するようにしましょう。

<SNSを介した消費者トラブル>

Point
SNS上でやりとりしている相手は本当に信頼できるかどうか分かりません。お金を支払ったとたん相手と連絡が取れなくなることもあります。SNS上の書き込み内容が本当とは限らないので、情報をうのみにしないようにしましょう。

インターネットの使い方を考えてみましょう

インターネットの適切な使い方として、次の文章のあ～うにあてはまる言葉を、文章下の【 】から選んで書きましょう。

- ・インターネット通販やダウンロードサイトを利用したいときは、【ア 保護者】に相談する。
- ・不用意に【イ 個人情報】やうそを書き込まない。
- ・携帯電話やスマートフォンの【ウ フィルタリング】サービスを活用する。

保護者 個人情報 フィルタリング

もしも困ったことがあったら…

●まずは周りの大人に相談しよう！
 買い物をしたり、インターネットを使ったりしているときに、少しでも「おかしいな」「怖いな」と思ったら、一人で悩まずに、すぐに家族や学校の先生など周りの大人に相談しよう。

●消費生活センターでは、相談を受け付けているよ！
 消費生活センターでは、専門の相談員が相談に乗ってくれます(無料・秘密厳守)。

自分が住んでいるまちの消費生活センター(または、消費生活相談窓口)を調べて書きましょう。

名 称 :
 電話番号 :

もしも困ったことがあったら…

【授業の進め方とポイント】

- ⑩ 「自分の住んでいるまちの消費生活センター(または消費生活相談窓口)」を調べて、名称と電話番号を書かせる。
- ⑪ 何か困ったことがあれば、家族などの周りの大人や消費生活センターに相談するよう説明する。

SNSをきっかけとした消費者トラブルに関する相談も多く寄せられています。
 SNSは便利なコミュニケーションツールである一方、利用者の興味・関心を利用し、金銭目的で近づいて知り合いになろうとする人がいたり、トラブルに巻き込まれるリスクがあることを指導しておきましょう。

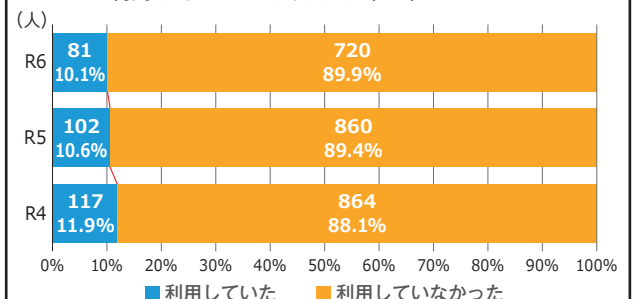


- ⑥ インターネット通販での購入経験の有無を発問し、生徒に発表させる。
<発表例>
 - ・「オンラインショップで中古のゲームを購入した。安く買えてうれしかった。」
 - ・「お気に入りのブランドのセールで、Tシャツを家族と相談して購入した。」
 - ・「届いた商品が壊れていたと友達から聞いた。」
- ⑦ SNS関連のトラブルの経験の有無を発問し、生徒に発表させる。
<発表例>
 - ・「SNSで知り合った人とやりとりしている。」
 - ・「SNSで仲良くなって会おうと言われたが断った。」

- ⑧ インターネットの適切な使い方について、文章に当てはまる言葉を書かせ、他にはどのようなことに気をつけたら良いかを発問し、生徒に発表させる。
<発表例>
 - ・「インターネットを使う際のルールを家族と話す。」

- ⑨ フィルタリングサービス※の活用を促す。
 ※有害サイトを一定の基準で判別し、「アダルトサイト」「出会い系サイト」「暴力的な表現のあるサイト」などの閲覧を制限するサービス

【参考】SNSに起因する被害児童のフィルタリング状況について 被害に遭った児童のうち、89.9%がフィルタリングを利用していませんでした。(R6)



出典：警察庁「令和6年における少年非行及び子供の性被害の状況」

さらにかしこい消費者になるには？

【ねらい】

- ・「あい暮らし WEB」の消費者教育コンテンツを活用し、教材で学んだ内容を振り返ることができる。
- ・消費生活に関する相談先を把握し、困った際には大人に相談することが重要であることが分かる。

あい暮らしWEBについて

【授業の進め方とポイント】

- ① “あい暮らしWEB”では、消費者としての知識を「アニメ」や「かるたゲーム」で学ぶことや、自分が消費者トラブルに巻き込まれやすいかを心理チェックで確認することができるので、教材で学んだ内容の振り返りとして、調べ学習や自宅などで利用するよう伝える。

主なコンテンツ

かしこい消費者市民になろう



- ・「消費者とは誰のことか」、「自分たちが生きていく上で必要なお金はどのくらいか」、「あなたは契約をしたことがあるか」などの設問に○×形式で回答し、消費者に関する知識をアニメ形式で学ぶことができる。

あなたのダメサレやすさを診断します！

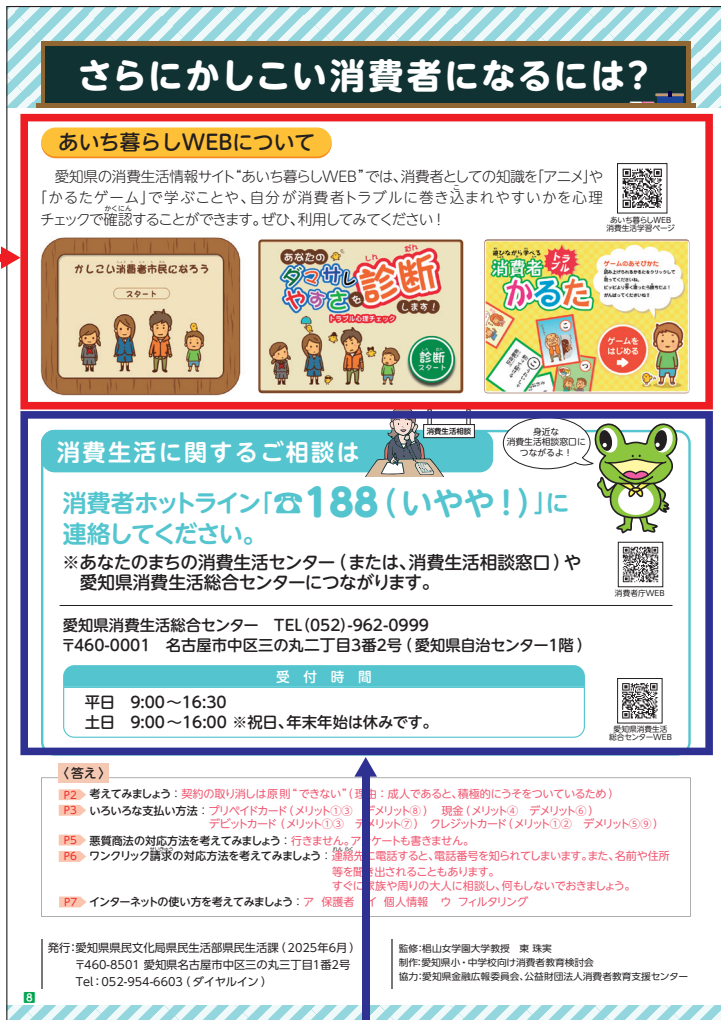


- ・「人に気を遣いすぎてグッタリしてしまうことがよくある」、「どれにしよう…となかなか決められず迷ってしまうことが多い」などの設問に○×形式で回答すると、タイプ別に分類された自身のダメサレ度（トラブルに巻き込まれやすいか）が分かる。

消費者トラブルかるた



- ・消費生活に関連する“かるた”が読み上げられるので、該当する“かるた”をクリックして取る。
- ・ビッピー（あい暮らしWEBキャラクター）と、どちらが多く“かるた”を取ることができるかの対戦形式で、消費生活に関する内容を“かるた”で遊んで学ぶことができる。



- ② 消費生活に関する問題を抱えたら、一人で悩まずに、すぐに家族や学校の先生など周りの大人に相談するよう、改めて伝える。
- ③ 困った場合は、県や市町村に設置されている消費生活センター（または消費生活相談窓口）につながる消費者ホットライン「☎188（いやや!）」に連絡するよう伝える。

授業展開例① 「契約と適切な支払い方法を理解しよう」

題材の目標

契約と未成年者取消権を理解するほか、各支払い方法の特徴やメリット・デメリットを整理することで、自分にとって適切な支払い方法を選択できる。

指導案

50分（家庭科などで実施）

学習過程	学習内容	指導上の留意点	教材ページ
導入	○買い物の経験を発表する ＜発表例＞ ・コンビニでプリペイドカードを使ってお菓子を買った ○商品とサービスの違いを考える ○消費者クイズをする	○自分たちがお金と交換して様々な商品やサービスを手に入れていることに気付かせる ○商品とサービスの違いを生徒の生活にある事例を示して説明する ○消費者クイズにより、これからの学習の見通しをもたせる	P1
	○売買契約の成立時期を発表する ＜発表例＞ ・商品をレジに置いたとき ○Aさんがサプリメント商品に関する契約を取り消せるか否かについて、理由を書いて発表する ＜発表例＞ ・18歳とうそをついているから取り消しできない ・中学生だから取り消しできる ○未成年者取消権について理解する	○売買契約の成立時期を理解させる ○契約が取り消せるか否かについて、数名の生徒を指名して発表させる ○成年年齢が18歳に引き下げられたことと、成年に達すると未成年者取消権が適用されなくなることを補足する	P2
展開	○4種類の支払い方法の特徴と方法を理解し、それぞれのメリットとデメリットをまとめる ○クレジットカードの仕組みについて理解し、教材P2で学んだ二者間契約との違いを発表する ＜発表例＞ ・クレジットカード会社や銀行が間にいるため、三者間契約となっている ○クレジットカードのメリットとデメリットを振り返り、使い方の注意点を考えて発表する ＜発表例＞ ・支払いは便利であるが、使いすぎに注意する必要がある ○スマホ決済について理解する	○各自で整理した後に、周囲の生徒とグループになって、メリットとデメリットを紹介させても良い ○教材のP2右上のイラストとP3右下のイラストを並べて掲示し、比べながら特徴をつかませる ○クレジットカードは、月毎にまとめて支払うので、それまではカード会社に借金していることに気付かせる ○18歳になるとクレジットカードを作ることができることを、教材P2下段で確認する ○スマホ決済のメリットとデメリットを考えさせても良い	P3
まとめ	○今の自分にとっては、どの支払い方法が適切か、18歳になったときは、どのような支払い方法を選びたいかを考えて、選んだ方法とその理由を発表する ＜発表例＞ ・今は現金での支払いが安全だと思うが、購入した分のポイントが使えるので、18歳になったらクレジットカードで買い物をしたい	○支払い方法を選ばせるだけでなく、なぜその支払い方法にするのか理由を発表させることで、支払い方法の特徴が分かったかを確認する ○どの支払い方法にもメリットとデメリットがあることを確認させる ※ 時間に余裕があれば、買い物をするときに人や社会、地域、環境に配慮した商品を調べると良いと伝える	P3 P4(※)

授業展開例②「中学生に多い消費者トラブルって？」

題材の目標

中学生に多い消費者トラブルを学び、気を付けるべき点や、トラブルに遭った場合の対応方法などを考えることで、トラブルの未然防止・拡大防止につなげることができる。

指導案

50分（家庭科などで実施）

学習過程	学習内容	指導上の留意点	教材ページ
導入	○小・中学生が契約当事者であった消費生活相談の件数のグラフを見て、気付いたことや考えたことを発表する <発表例> ・インターネットゲームの相談が多い	○相談件数のグラフを拡大して黒板に掲示（投影）する ※ A 4 用紙に2つのグラフを印刷して配布しても良い	P 6
展開	○インターネット関連の消費者トラブルが多いことに気づき、自身や周りのインターネット関連の消費者トラブルの話を発表する <発表例> ・オンラインゲームでアイテムを買ったらお金を請求された ・無料で視聴できる動画サイトをクリックしていたら、いつの間にか有料会員になっていた ○オンラインゲームでの高額請求とワンクリック請求の注意点（ポイント）を理解する ○ワンクリック請求の対応方法を考え、発表する <発表例> ・恥ずかしくて、親には相談したくないけど、大変になると困るから、早く相談する ・電話番号や住所を知られてしまうから、電話をするのは危険だと思う	○自身や周りのインターネットに関する消費者トラブル事例を発表させることで、それらが身近な問題であることに気付かせる ○2コマ漫画では、家族のクレジットカードを使って課金をしているが、家族のスマホを勝手に使ってはいけない点、使う場合は個人情報が多く入っているので気を付ける必要がある点などを発表後に補説する ○選んだ対応方法と理由を発表させることで、ワンクリック請求の被害に遭わないための方法を学ばせる	P 6
	○インターネット通販での定期購入とSNSを介した消費者トラブルの注意点（ポイント）を理解する ○インターネットの適切な使い方について、選択肢以外にはどのようなものがあるかを考えて発表する <発表例> ・インターネットを使う際のルールを家族と話す	○SNSに書き込まれている内容については、生徒自身が意思決定をする際の根拠としてしまう傾向にあるので、「情報の鵜呑み」に気を付けるよう補説する ○フィルタリングサービスについて説明し、活用を促す。	P 7
まとめ	○もしも困ったことがあったら、どうしたら良いかを考えて発表する <発表例> ・まずは親に相談する ○身近な公的な機関である消費生活センターがどこにあるかを調べて書く	○周りの大人に相談することが、消費者トラブルの未然防止・拡大防止につながることに気付かせる ※ 時間に余裕があれば、悪質商法についても解説し、注意を促す	P 7 P 5(※)

愛知県の消費者教育の取組

「あいち暮らし WEB」による情報発信

悪質商法への注意喚起を始め、消費者事故やエシカル消費など、消費生活情報を広く発信するとともに、消費者教育に役立つコンテンツを提供しています。



「エシカル × あいち」による情報発信

エシカル消費について、広く県民の皆様へ普及啓発するため、エシカル消費の具体例や、取組・活動紹介などの情報を発信しています。



- ・ **エシカルについて学べる！**
イメージ画像とともに、分かりやすく解説しています。
- ・ **エシカルを実践できる！**
日々の暮らしの中で、できることから、無理のない範囲でエシカル消費を取り入れることができるよう、身近な消費行動事例を紹介しています。
- ・ **エシカル度が計測できる！**
日々の暮らしの中で実践している消費行動や取組をチェックできます。



消費生活情報「あいち暮らしく」の配信

悪質商法による被害の未然防止や食の安心・安全に関する話題、行事のお知らせなど、暮らしに役立つ情報を掲載しており、年6回配信しています。



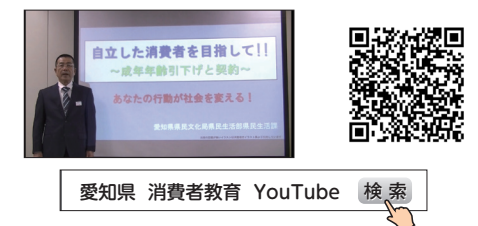
映像教材の貸出

契約・クレジット・悪質商法・インターネット・消費者教育
など、消費生活に関する DVD 等の教材の貸出をしています。



消費者教育オンライン講座の配信

消費者トラブルに遭うことなく、自ら合理的な判断を行うことができるよう、動画配信による消費者教育オンライン講座を YouTube 上で開講しています。



「18 歳からの大人大作戦 !!!」の配信

愛知県消費生活総合センターに多く寄せられた若者の消費者トラブルの中から、「美容関連の契約」、「インターネット通販」、「情報商材の購入」を取り上げて注意を促すとともに、困ったときの「消費者ホットライン☎188」をキャラクターとテロップで紹介する 35 秒のアニメーション動画を YouTube 上で配信しています。

